

由仁町 宿泊事業開始の手引き

地域と調和する持続可能な宿泊事業のために

対象 住宅宿泊事業(民泊) 簡易宿所

令和8年3月
由仁町

手引きの目的

地域と調和する 持続可能な 宿泊事業のために

住民生活のすぐ近くで行われる宿泊事業は、地域社会に様々な影響を与えます。本手引きは、事業開始前に確認すべき「地域のルール」や手続きをまとめたものです。

対象となる事業

住宅宿泊事業(民泊)

簡易宿所営業

○注意事項の整理

事業を始める前に注意してほしい事柄や、由仁町独自のルールを分かりやすく整理しました。

○住民生活への配慮

生活圏内での事業運営が地域住民に与える影響を理解し、トラブルを未然に防ぐための配慮をお願いします。

○地域との調和

ルールを守ることで地域に調和し、観光客と町民の双方にとって価値のある施設となることを目指します。

○適正な手続きの実施

消防・衛生・上下水道など、関係各課への事前相談を確実にし、適正に事業を開始してください。

開始前に必ず行う事前相談と流れ

①事前相談・調整

○消防関係

消防用設備等・各種届出の確認

☎南空知消防組合由仁支署

○ごみ処理

事業ごみ処理方法の確認

☎住民課 環境・交通担当

○固定資産税

住宅用途の確認

☎住民課 税務担当

○上下水道

営業料金・上水道設備変更の確認

☎建設水道課 上下水道担当

○近隣周知

近隣・自治区へ計画を説明

☎産業振興課 由仁のもの事業担当

②通知書受領・申請

○通知書交付

消防へ申請
書類審査・立入検査の後に
「消防法令適合通知書」
が交付されます。

※受け取りの際にチェックリスト
を提出してください。

○届出・許可申請

民泊(住宅宿泊事業)

北海道へ届出

簡易宿所(旅館業法)

保健所へ許可申請

③事業開始・運営

○営業開始

届出受理・許可取得後に営業スタート

○地域との調和

- ・自治区への加入・協力
- ・宿泊者数等の調査協力
- ・情報冊子への掲載協力

！重要：各課への事前相談を行い、別紙1「チェックリスト」に担当者のサインをもらってください。

事前相談① 消防 関係

宿泊事業利用者と周辺住民の安全を守る

消防法令等で求める防火措置の遵守が必要です。

相談・連絡先

南空知消防組合由仁支署

☎0123-83-2388

○消防用設備等の設置

建物の用途や規模等により、消防用設備等の設置が必要となる場合があります、判定は図面等の資料に基づきます。

○消防法令適合通知書の発行

「消防法令適合通知書」の交付には、申請書の提出が必要です。書類審査及び立入検査の後に交付されます。

○火気使用設備・少量危険物の貯蔵、 取扱い

設置方法に制限が生じる場合や、届出が必要となる場合があります。資料をもとに判定します。

○早めの確認・相談を

担当者不在の場合がありますので、必ず来署前に事前連絡を行ってください。各種判定や事務処理に期間を要する場合がありますことから、計画には余裕をもってください。

事前相談② 衛生(ごみ)

宿泊事業のごみは 「事業系ごみ」として 適正処理が必要です

家庭用ごみステーションには出せません。
由仁町独自のルールがあるため、必ず事前に
相談してください。

相談・連絡先

住民課 環境・交通担当(衛生)

☎ 0123-83-3902

○事業系ごみとしての処理

宿泊事業に伴って排出されるごみは、家庭ごみとは区分して「事業系ごみ」として処理する義務があります。

○町独自のルールの確認

由仁町には分別や排出に関する独自のルールがあります。自己判断せず、窓口で詳細を確認してください。

○収集・運搬方法の確認

排出場所、回収日、指定袋の有無、許可業者への委託が必要かどうか等、具体的な収集方法を確認してください。

事前相談③ 固定資産税(宅地)

宿泊事業を行う住宅用途 の確認

住宅の用途により固定資産税(宅地)の軽減特例が変更となる場合があります。

相談・連絡先

住民課 税務担当(固定資産)

☎ 0123-83-3902

○住宅の用途確認

宅地に係る固定資産税については、一定の要件を満たすことで課税標準額を軽減する特例措置が適用されていますが、住宅の用途により、特例適用外となる場合がありますので、窓口で確認してください。

事前相談④ 上下水道

用途変更・工事申請が必要な場合があります

家事用から営業用への用途変更や、設備の改修が必要となる場合があります。計画段階で必ず確認してください。

相談・連絡先

建設水道課 上下水道担当

☎0123-83-2115

○用途の変更

宿泊事業の場合、水道料金の用途は「営業用」となります。用途の変更申請など窓口で確認してください。

○設備の改修工事

配管や排水設備を改修する場合、指定業者による工事や申請が必要になることがあります。勝手な工事を行わないでください。

○早期の確認・相談

工事が必要な場合、手続きや施工に時間を要することがあります。事業計画が決まった段階で早めにご相談ください。

地域との調和と情報提供

地域と調和する 運営のために

トラブル防止のため、近隣への周知や地域活動への参加を積極的に行い、地域社会と良好な関係を築いてください。

相談・連絡先

産業振興課 由仁のもの事業担当

☎0123-83-2114

○近隣への周知(届出前)

トラブル防止のため、届出を行う前に近隣住民や自治区へ計画内容を説明してください。

○自治区への加入・協力

由仁町では自治区が防犯灯を管理しています。地域の安全・安心のため、自治区への加入と活動への協力をお願いします。

○調査・情報提供への協力

町が実施する宿泊者数等の調査や、観光情報冊子への掲載にご協力をお願いします。

チェックリスト提出・制度比較・由仁町の取扱い

チェックリスト(別紙1)の提出

- 1 各担当課へ事前相談を行い、チェックリストに担当者のサインをもらってください。
- 2 「消防法令適合通知書」の交付を受ける際に、南空知消防組合由仁支署に提出してください。
- 3 通知書交付時に、**原本は回収**されます。

原本回収前に、ご自身でコピー(写し)を取るなどして保管してください。

由仁町における営業制限

由仁町内は、北海道条例による制限区域(文教地区等)の対象外です。

※年間180日以内であれば、曜日制限なく営業可能です。

制度比較(民泊 vs 簡易宿所)

項目	住宅宿泊事業(民泊)	簡易宿所(旅館業法)
手続き	届出制	許可制
営業日数)	年間180日まで	制限なし(365日可)
建物要件	住宅設備があれば可	専用設備・改修が必要
メリット	初期費用を抑えやすい	通年営業・高い収益性
デメリット	収益機会が限定的	許可ハードルが高い

提出・消防相談

0123-83-2388

南空知消防組合由仁支署

事業全般・地域調整

0123-83-2114

産業振興課 由仁のもの事業担当